

国際競技会及び日本国内競技会と 出場資格

第1条 規則が適用される国際競技会

1. 国際競技会は以下に示すとおりである。
 - (a) i ワールド・アスレティック・シリーズ (WAS) に含まれる競技会。
 - ii オリンピック大会の陸上競技プログラム。
 - (b) IAAFが独占的な管理を行っていない、地域、区域またはグループ競技大会の陸上競技プログラム。
 - (c) 単一の地域から参加するように制限されていない、区域またはグループの陸上競技選手権大会。
 - (d) 複数の加盟陸連、または地域、またはその組み合わせを代表する異なった複数のエリアから来たチームの対抗戦。
 - (e) IAAFがそのグローバル競技体制の一環として分類し、カウンシルが承認した国際招待大会。
 - (f) 1つの地域陸連が主催した地域選手権、およびその他の地域内競技会。
 - (g) 単一の地域からの参加だけに制限されている陸上競技の区域またはグループの選手権大会。
 - (h) 2以上の加盟団体、または同じ地域の加盟団体の組み合わせを代表するチームの対抗戦。U18およびU20のカテゴリーに属する競技会を除く。
 - (i) 上記の規則第1条1項(e)に規定されるもの以外の国際招待大会または競技会で、出場料、賞金、現金以外の賞品の価値が総額で5万米ドルを超えるもの、または、種目別で8,000米ドルを超えるものが1種目でも含まれるもの。
 - (j) 上記の規則第1条1項(e)に規定されているのと同様な地域のプログラム。
2. 本規則を以下のように適用する。
 - (a) 参加資格の規則 (第2章)、紛争を管理する規則 (第4章) および競技規則 (第5章) は上記の規則第1条1項に掲げたすべての国際競技会に適用する。IAAFによって認められた他の国際

団体は自らの権限においてより厳格な参加資格制度を規定してもよい。

- (b) アンチ・ドーピングの規則（第3章）は上記の規則は、IOC または IAAF が認めたもう1つの国際的な組織がそれぞれの規則に基づきドーピングを実施するオリンピック大会のような場合を除き、第1条1項に掲げたすべての国際競技会に適用し、それらの規則が可能な限り適用される。
- (c) 広告の規則（第8条）は上記の規則第1条1項(a)(i)、(c)、(d)および(e)に掲げたすべての国際競技会に適用する。地域の陸連は、規則第1条1項(f)、(g)、(h)、(i)および(j)に掲げた国際競技会に適用する固有の広告規定を公布できる。
- (d) 第1章の残りの規則（規則第2～7条）は、その適用を個別に制限している場合を除いて、すべての国際競技会に適用される。

第2条 競技会の開催認可

1. IAAFは、地域陸連と協力して、全世界の競技システムを指導・管理する責任を有する。IAAFの競技カレンダーとそれぞれの地域の陸連の競技カレンダーが重複しないように、あるいはその重複が最小になるように調整する。すべての国際競技会は、本第2条に従ってIAAFまたは1つの地域陸連により認可されなければならない。国際大会を合体または統合してシリーズ／ツアーまたはリーグ戦を行う場合は、かかる活動に必要な規定または契約条件も含め、IAAFまたは当該地域陸連から許可を受けなければならない。運営は第三者に委託することができる。1つの地域陸連がこれらの規則に準拠して国際競技会を適切に管理できない場合、IAAFは必要に応じて介入し必要な対策を講じることができる。
2. IAAFだけがオリンピック大会で陸上競技大会、およびワールド・アスレティック・シリーズに含まれる競技会を組織する権利を有するものとする。
3. IAAFは奇数年に世界選手権を主催する。
4. 地域陸連は地域の選手権大会を主催する権利を有し、必要とみ

なすことができれば、そのようなその他の地域間のイベントを組織できる。

IAAFの認可を要する競技会

5.(a) 規則第1条1項(b)、(c)、(d)および(e)に掲げたすべての国際競技会はIAAFの許可が必要である。

(b) 許可証の申請は、当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の陸連が、大会12カ月前、またはIAAFが他に定める締め切り日前にIAAFに対して行う。

地域陸連の認可を要する競技会

6.(a) 規則第1条1項(g)、(h)、(i)および(j)に掲げられたすべての国際競技会に対して、地域陸連の認可証が必要である。国際招待大会または競技会で、出場料、賞金、現金以外の賞品の価値が総額で25万米ドルを超える場合、または、種目別で2万5000米ドルを超えるものが1種目でも含まれる場合、認可証は、当該地域陸連とIAAFの間で開催日に関する協議が行われるより前に発行してはならないものとする。

(b) 認可証の申請は、当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の陸連が、大会12カ月前、または当該の地域陸連が他に定める締め切り日前に適切な地域の陸連に対して行う。

加盟団体が認可した競技会

7. 加盟団体は自国の競技会を認可することができる。また外国人競技者は規則第4条2項および第4条3項の下でかかる競技会に参加することができる。国内競技会に外国人競技者が参加する場合、当該国内競技会に出場する全競技者の出場料、賞金、現金以外の賞品の価値は、総額で5万米ドルを超えてはならず、種目別で8,000米ドルを超える種目があってはならない。IAAF、開催地の加盟団体、または所属陸連の規則の下で陸上競技への参加資格が認められていない場合、競技者は一切、かかる競技会に参加することができない。

【本規則の国内適用】

日本における陸上競技会及び出場資格

1. 競技会の要件

日本陸上競技連盟（以下、本連盟）が公認する陸上競技会は、つぎの要件をみたすものでなければならない。

- (1) 参加競技者の全員が競技者の資格を有していること。
- (2) 本連盟競技規則によること。
- (3) 本連盟の公認競技場で開催すること。
- (4) 審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。

2. 競技会役員

前項の競技会における役員は、その競技会前に本連盟競技規則およびその競技会の準備委員会要項とによって委嘱する。

3. 競技会出場資格

本連盟が公認する競技会には、次の各号に該当する者は出場を認められない。

- (1) 登録会員でない者。
- (2) 本規則第1章及び第2章に反する者。
- (3) 本連盟または加盟団体の資格審査により、資格停止または競技会出場を禁止されている者
- (4) 代表出場資格を欠く者。
- (5) 外国人競技者にあたっては第6項に定める資格を欠く者。

なお、ロード競技においては、登録会員でない者でも参加を認めることができる。

4. 国際競技会の開催

わが国における国際陸上競技会の開催は、本連盟の承認を得なければならない。親善競技会の開催についても同じ。

外国人競技者の競技参加のすべての交渉は、本連盟を通じまたは承認を得て行わなければならない。ただし、日本に6カ月以上居住する者で、第6項に該当する者の競技参加についてはこの限りではない。

5. 国際競技会の参加許可

登録会員が外国で行われる競技会に出場するときは、その所属する本連盟加盟団体を通じて、本連盟の参加許可証と本規則第1章及び第2章によって競技者であることの証明書の発行を申請しなければならない。

ただし、その競技会がおこなわれる国の IAAF 加盟団体によって

承認された競技会でなければ、本連盟はその競技会の参加許可証を発行しない。

6. 外国人競技者の出場資格

外国人競技者は、その者の属する国の IAAF 加盟団体から競技者資格および競技会参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば本連盟が公認する競技会にその競技会の規定に基づき出場することができる。

第3条 国際競技会を実施するための統括規則

1. カウンシルは本規則に準拠して国際競技会を実施し、競技者、競技者代理人、大会組織者および複数の加盟陸連の関係を律する規定を定めることができる。カウンシルはこれらの規定をうまく適合するように変更または修正できる。
2. IAAF および地域陸連は、適用できる規則や規定に確実に準拠しているのを確認するために、IAAF および地域陸連の許可証をそれぞれ必要とする国際競技会に参加する1名以上の代表者を指定できる。

IAAF または地域陸連の要請により、そのような代表者（単数または複数の）は、問題の国際競技会が終わってから30日以内に準拠性に関する報告書を提出する。

第4条 国際競技会で競技するための要件

1. いずれの競技者も下記に該当しなければ、国際競技会に参加することはできない。
 - (a) 加盟団体に所属しているクラブのメンバー。あるいは、
 - (b) 自分自身が加盟団体に所属している。あるいは、
 - (c) そうでなければ加盟団体の規則に従うことに同意している。あるいは、
 - (d) 中立競技者としてその国際競技会に出場する例外的な参加資格がカウンシルより付与され且つ係る参加資格の、カウンシルが定める条件を満たしている。

かつ、

- (e) IAAF がドーピングコントロールの責任を負う国際競技会

(規則第35条7項参照)については、規則、規定および手続きガイドライン(随時修正)によって拘束されること、およびIAAFまたは加盟団体と起こりうる紛争は、これらの規則に規定されていない裁判所や機関に持ち込むことなく、これらの規則に従い裁定に付託することに合意するというIAAFの書式で契約書に署名している。

2. 加盟団体は、いかなる競技者またはその加盟団体に所属しているクラブが当該加盟団体の書面による承諾なしに、外国の国またはテリトリー(領土)における陸上競技会に参加できないことを求めることができる。

その場合、競技会を開催する加盟団体はいかなる外国の競技者またはクラブも、その競技者またはクラブに参加資格があり、その国または関係するテリトリー(領土)で競技することが許されていることを証明する許可証がなければ、いかなる競技会にも申し込みをすることを許可してはならない。加盟団体はそのような認可証の要件をIAAFに通知する。本規則に準拠することを促進させるために、IAAFはそのような要件を有する加盟団体のリストをIAAFのウェブサイトに掲載を続ける。本規則は中立競技者には適用されない。

3. もしその加盟団体の規則がそのような認可を求めるならば、いかなる競技者も本来所属している陸連の事前承認なしに、外国への登録をすることはできない。そのときでもその競技者が居住している国またはテリトリー(領土)の陸連は、その競技者の出生地の陸連の事前承認がなければ、もう1つの国またはテリトリー(領土)における競技会にどんな競技者の申し込みもできない。本規則においてすべての場合、その競技者が居住している国またはテリトリー(領土)の陸連は、その競技者の本来の陸連に文書で要請しなければならず、本来の陸連はその要請に対する返事を書面で30日以内に出さなければならない。これらのやりとりは両方とも、受領確認ができる方法で行わなければならない。受信を証明する機能を有する電子メールはこの目的の条件を満たしている。その競技者の本来の陸連からの回答が30日以内に届かなければ、承認されたものとみなす。本規則に従い承

認を求めた要請に対し、理由を付した否定的な回答があった場合、競技者または競技者が居住している国またはテリトリー（領土）の陸連は、その決定に対して IAAF に提訴することができる。IAAF は本規則に基づく提訴手続きのガイドラインを発行しなければならない。また、このガイドラインは IAAF のウェブサイトに掲載しなければならない。

本規則に準拠することを促進するために、IAAF はそのような要件を有する加盟団体のリストを IAAF のウェブサイトに掲載を続ける。

注：規則第4条3項は、その年の12月31日現在で18歳以上の競技者に対して適用する。この条項は、ある国またはテリトリー（領土）の市民でない競技者、政治難民、または、中立競技者には適用しない。

第5条 加盟団体代表となるための資格

1. 国別対抗競技会において、各加盟団体はこの第5条に規定された資格要件に同意した競技者によってのみ代表されなければならない。
2. 国別対抗競技会または他の関連する競技会に国または領土を代表して1度も出場したことがない競技者は、下記に掲げるいずれかを満たしていれば、国別対抗競技会において加盟団体の代表者となることができるものとする。
 - (a) 下記の(i)か(ii)によって、加盟団体が代表する国または領土の市民である者。
 - (i) その国または領土で生まれたこと、またはその国または領土で生まれた親または祖父母を持つこと。
 - (ii) その国または領土に少なくとも3年間居住していること。
 - (b) 難民資格または亡命資格、あるいは加盟団体の国内の（場合によっては国またはその領土の宗主国の）居住許可を受けた者。
 - (c) 結婚、3年未満の居住、または第5条2項(a)以外の帰化によるその国または領土の市民である者。ただし下記の全ての条件によって IAAF が承諾した者。

- (i) IAAFへの許可申請から3年間の待機期間を経た競技者（その間に加盟団体を代表して国別対抗競技会または他の関連する競技会に参加してはならない。）
 - (ii) その国または領土に偽りのない、親密な、信頼性の高い、世間に認められた繋がりを持つことを実証する競技者。
3. 第5条2項により、複数の加盟団体を代表する資格が与えられる場合、国別対抗競技会においてその加盟団体を代表することによって、または他の関連する競技会の陸上競技プログラムにおいてその加盟団体を国や領土を代表して参加することによって、競技者はどの加盟団体を代表するか選択することができる。
4. 国別対抗競技会または他の関連する競技会に国または領土を代表して参加している競技者は、以下の場合を除き、国別対抗競技会において他の加盟団体を代表する資格を与えられてはならない。
- (a) 下記の状況において
 - (i) 加盟団体となっていた国または（場合によっては）領土が他の国に併合され、その結果新しい加盟団体になった場合、即時その新しい加盟団体を代表できる。
 - (ii) 加盟団体となっていた国または（場合によっては）領土が消滅し、条約の批准によって、または、国際レベルの承認によって、競技者が新しくできた国の市民となり、その後その国が加盟団体となった場合、即時その新しい加盟団体を代表できる。
 - (iii) 加盟団体となっていた国または領土に、国内オリンピック委員会または他の関連する競技会にチームを派遣する権限を与えられた他の関連する団体がない場合、競技者は 国別対抗競技会においてその領土を代表する加盟団体を代表して参加するためのその競技者の参加資格に影響を及ぼすことなく、他の関連する競技会にその領土の宗主国を代表して参加できる。
 - (b) また、競技者は下記のような条件によって認められた IAAF の承諾があれば、他の加盟団体の代表となることができる。
 - (i) IAAFへの許可申請から3年間の待機期間を経た競技者

- (その間に加盟団体を代表して国別対抗競技会または他の関連する競技会に参加してはならない。)であり、なおかつ、
- (ii) その待機期間終了時に下記の全ての証明をできる競技者。
- (a) 20歳以上であること。
 - (b) 加盟団体が代表する国の市民または両親の国の市民であること、またはそうなる意思があること。
 - (c) その国または領土に偽りのない、親密な、信頼性の高い、世間に認められた繋がり（例えば居住当該地における居住）を持つこと。
5. 原則として、競技者は第5条4項(b)に基づく変更を1回のみ認められる。例外的なケースに限り、IAAFは競技者に2回目の変更を認めることができるが、もとの加盟団体に戻る場合のみである。
6. 第21条2項（参加資格）の規定により、本規則に基づいて競技する競技者の参加資格は常に、競技者の所属する加盟団体によって保証されるものとする。競技者が第5条に基づく有資格者であることの立証責任は、競技者が所属する加盟団体と競技者本人の側にある。加盟団体はIAAFに対し、競技者が有資格者であることを示す有効かつ真正な証明書と、必要に応じて競技者の資格を明確に示すその他の証拠書類を提供しなければならない。加盟団体は、競技者が本条に定めている資格を有していることを立証する上で依拠した全ての書類の謄本を提供するものとする。
7. 本規則第5条は中立競技者には適用されない。
8. ごく例外的なケースに限り、IAAFは、本5条の要求を撤回もしくは変更するための（委員会やパネルに委任することができる）裁量を持つ。
9. 国別対抗競技会における加盟団体代表となる資格に関する規定は、本第5条の実用的な履行を統制しなければならない。

第6条 競技者への支払い

陸上競技は、広く門戸を開放されたスポーツであり、本規則お

よび規定の適用を受けるものの、競技者は、陸上競技会に出場、参加、競技することに対し、または陸上競技への参加に関連したその他の商業活動に従事することに対しても、現金または適切であればどんな方法であっても、支払いを受けることができる。

第7条 競技者代理人

1. 競技者は、自分の競技プログラムの交渉業務および契約を交わしたその他の事項を競技者代理人に委託することができる。または競技者自身が自らの競技プログラムの交渉をすることができる。
2. 暦年末時点で標準種目の「IAAFトップ30人」のリストに記載されている競技者は、その翌年に、競技者代理人でない人物との間で、上記の業務にかかわる未公認の競技者代理人との間で業務委託契約を締結したり、かかる契約の期間を延長したりしてはならない。
3. 加盟団体は、合理的に行動し、競技者代理人を公認し承認する責任を負う。各加盟団体は、自国の競技者の代理を務める競技者代理人、加盟団体の国または地域内に事務所を有する競技者代理人、ならびに自国の国民である競技者代理人に対し、管轄権を有するものとする。
4. カウンシルは、加盟団体のかかる責務遂行を支援するために、競技者代理人に関する規定を発行しなくてはならない。さらに、競技者代理人規定で、競技者代理人に関する各加盟団体の規定に盛り込むべき必須要件を提供しなくてはならない。
5. 各加盟団体はその憲章の中に以下の条項を盛り込まなくてはならない。「競技者と競技者代理人とで交わされるすべての契約書は、IAAF競技会規則及び競技者代理人規定に合致しなくてはならない」
6. 競技者代理人は、高潔な人格と立派な評判の持ち主でなくてはならない。求めに応じて、代理人の業務を担当するに足る十分な教養と知識を有することを証明するために、当該規定に従って実施する試験に合格しなければならない。
7. 競技者代理人を公認及び承認した各加盟団体は、毎年その一覧

をIAAFに提出しなければならない。またIAAFは公認競技者代理人リストを毎年発行するものとする。

8. これら規則や規定に反した競技者および競技者代理人は、本規則および規定により処罰の対象となる。

第8条 国際競技会における広告および展示物

1. 規則第1条1項(a)から(h)に従って開催されるすべての国際競技会で認められる広告および宣伝の性質を持つ展示は、本規則の条件および別途定められる規則に従わなければならない。
2. カウンシルは、広告の形態および本規則に基づき開催される国際競技会において宣伝用またはその他の素材が展示される方法に関する詳細な指針となる規定を随時議決することができる。これらの規定は、少なくとも以下の原則に従わなければならない。
 - (a) 本規則に基づき開催される競技会において許される広告は、商業広告またはチャリティー広告に限る。政治的主張の推進や圧力団体の利益を目的とする広告は、国内的、国際的の如何を問わず、これを禁止する。
 - (b) 大会の趣旨に照らして、品位に欠ける、混乱のもとになる、不快、侮辱的、あるいは不相当とIAAFが判断する広告は掲出してはならない。テレビカメラが競技会を映すのに部分的にでも妨げになる広告は展示してはならない。すべての広告は、適用される安全上の法令・規則を守らなければならない。
 - (c) たばこ製品の広告は禁止する。アルコール製品の報告も、カウンシルが特別に承認した場合以外禁止する。
3. カウンシルはいつでも本規則による規定を修正することができる。